

第 1 4 期

伊那谷地域森林計画変更計画書

(伊那谷森林計画区) (案)

長野県諏訪地域振興局管内

〔 岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村

〕

長野県上伊那地域振興局管内

〔 伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村

〕

長野県南信州地域振興局管内

〔 飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、
天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

〕

令和 4 年 4 月 1 日変更

計画期間 自 平成 3 0 年 4 月 1 日
至 令和 1 0 年 3 月 3 1 日

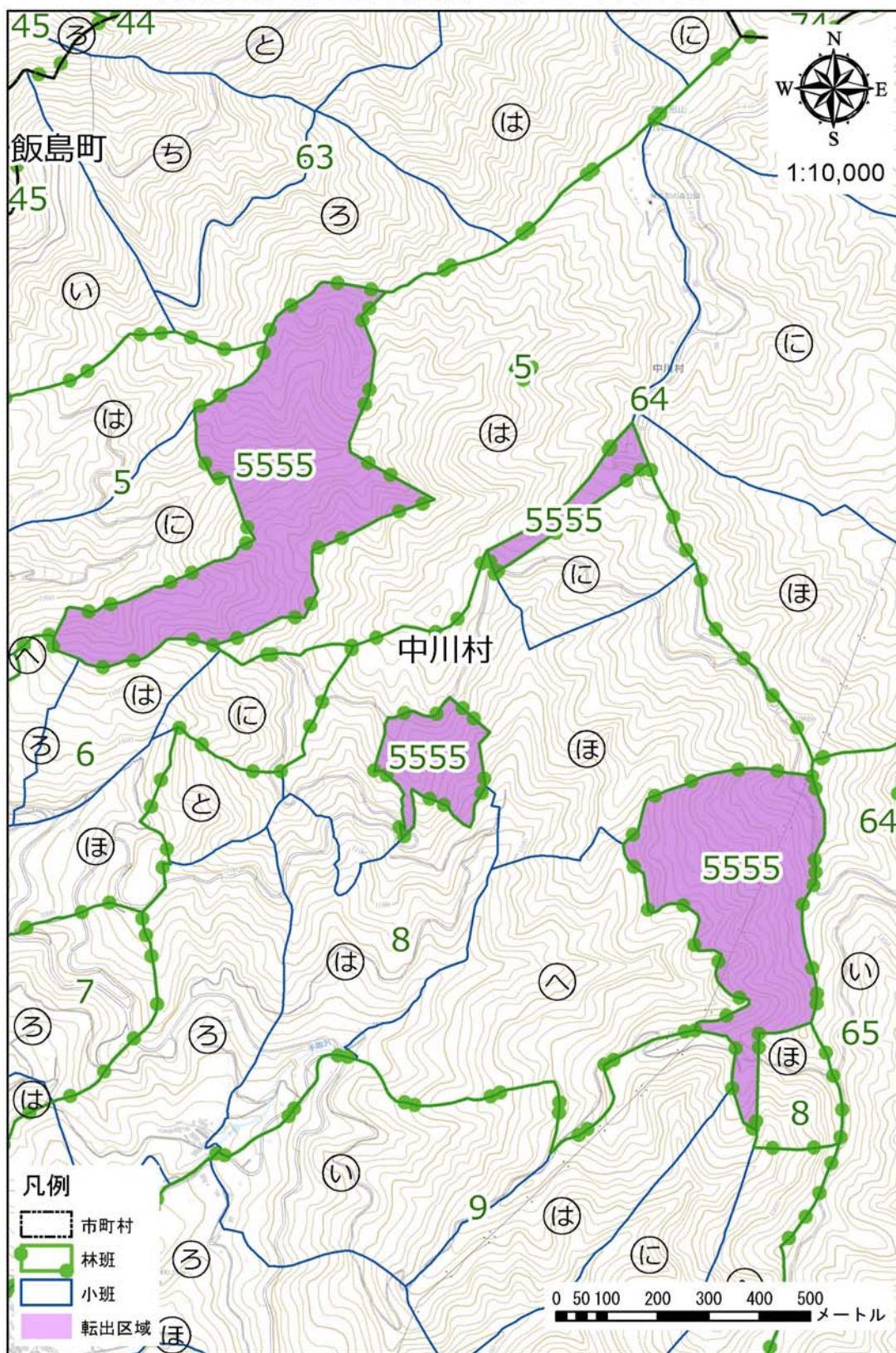
長野県

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付 法律第 249 号）に基づき、地域森林計画書を変更する。
なお、地域森林計画の変更は、令和 4 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 官行造林の返地区域・面積の錯誤修正による対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ③ 全国森林計画の変更に伴う、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定基準、特に効果的な施業が可能な森林の設定基準、林産物の搬出方法等に関する記載の追加
- ④ 市町村の林道計画の変更に伴う林道の開設及び拡張に関する計画の変更

官行造林地の返地箇所の修正 (中川村)



目 次

計画事項のうち下線で示した項目の内容について変更する。また、計画事項に変更のないものは掲載を省略している。

ページ番号は、計画樹立時のものを記載している。

I 計画の大綱

第1	伊那谷森林計画区の概況	1
1	自然的背景 (位置、気候、地形、地質、土壌)	1
2	社会・経済的背景 (人口、農業、工業、商業、交通、観光)	2
3	森林・林業の現状と課題	3
	(1) 森林面積と蓄積	
	(2) 民有林の森林資源の内容	
	(3) 樹種	
	(4) 森林の所有形態	
	(5) 林業労働	
	(6) 高性能林業機械	
	(7) 林内路網の整備状況	
	(8) 間伐	
	(9) 素材生産、製材品出荷	
	(10) 木材流通	
	(11) 認証・認定制度	
	(12) 木質バイオマス	
	(13) 特用林産物	
	(14) 林業用苗木	
	(15) 森林病虫害	
	(16) 野生鳥獣による林業被害	
	(17) 保安林の配備状況	
	(18) その他	
第2	前計画の実行結果の概要及びその評価	11
1	伐採立木材積	11
2	造林面積	11
3	林道等の開設及び拡張の数量	12
4	保安林の指定又は解除の面積	12
5	保安施設地区の指定	12
6	保安施設事業	13

第3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	14
1	みんなの暮らしを守る森林づくり	15
	(1) 多様な森林の整備の推進	
	(2) 森林の保全に向けた取組の強化	
2	木を活かした力強い産業づくり	16
	(1) 林業再生の実現	
	(2) 県産材の利用促進	
3	森林を支える豊かな地域づくり	18
	(1) 森林の適正な管理の推進	
	(2) 森林の多面的な利用の推進	
	(3) 野生鳥獣対策の推進	
	(参考)「長野県森林づくり指針」の基本指標	20

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	21
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	23
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	23
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
2	公益的機能別施業森林の整備	25
	(1) 区域の設定基準	
	(2) 施業の方法	
3	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法	28
	(1) 区域の設定基準	
	(2) <u>特に効率的な施業が可能な森林の設定基準</u>	28
	(3) 施業の方法	
4	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	29
第3	森林の整備に関する事項	30
1	伐採（間伐に関する事項を除く）	30
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
	(2) 立木の標準伐期齢	
	(3) <u>立木の伐採・搬出に関する指針</u>	
	(4) その他	
2	造林	34
	(1) 人工造林	
	(2) 天然更新	
	(3) <u>植栽によらなければ適確な更新が困難な森林</u>	40
	(4) その他	
3	保育及び間伐	41
	(1) 保育の標準的な方法	

(2) 間伐の標準的な方法	
4 林道等路網の整備	47
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための作業システムの基本的な考え方と路網密度の水準	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) <u>林産物の搬出方法</u>	49
(6) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
5 森林施業の合理化等	50
(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等	
(2) 林業に従事する者の養成及び確保	
(3) 作業システムの高度化	
(4) 木材の流通・加工体制の整備	
6 その他	52
第4 森林の保全に関する事項	53
1 森林の土地の保全	53
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(3) 林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
2 保安施設	75
(1) 保安林の整備	
(2) 保安施設地区の指定	
(3) 治山事業の実施	
(4) 特定保安林の整備	
3 鳥獣害の防止	76
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護	77
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	80
1 保健機能森林の区域の基準	80
2 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法	80
3 保健機能森林における森林保健施設の整備	80

4	立木の期待平均樹高	80
5	その他	80
第6	計画量等	81
1	伐採立木材積	81
2	間伐面積	81
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	81
4	<u>林道の開設及び拡張に関する計画</u>	<u>82</u>
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	100
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林	103
	(1) 要整備森林の所在及び面積	
	(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期	
第7	保安林その他制限林の施業方法	104

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

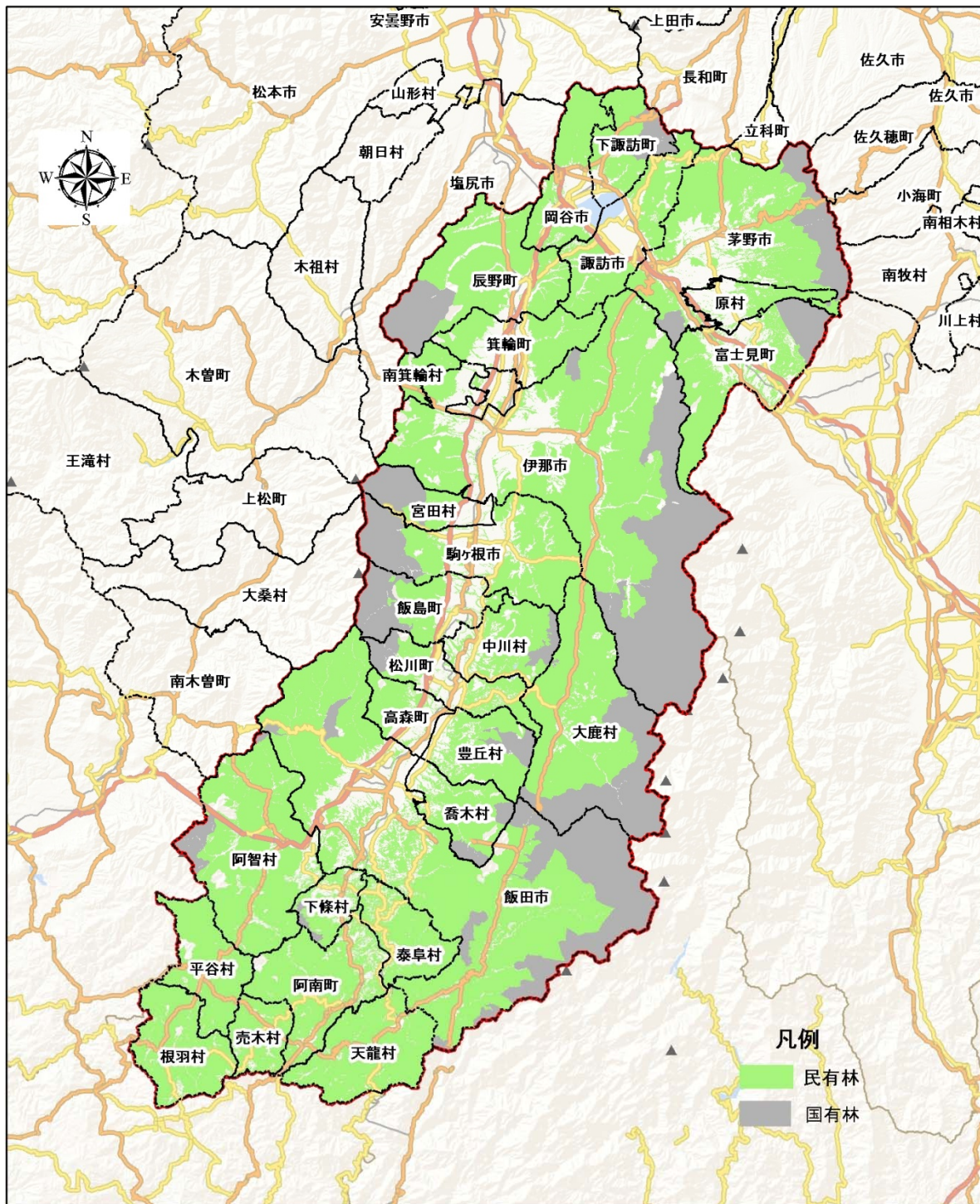
【表1-1】市町村別森林面積

単位：面積(ha)

区分		面積	備考	区分		面積	備考
諏訪	岡谷市	5,677		南 信 州	飯田市	40,363	減 0ha
	諏訪市	7,278			松川町	3,715	減 0ha
	茅野市	15,108	減 5ha		高森町	2,492	
	下諏訪町	4,020	増 4ha		阿南町	10,151	増 1ha
	富士見町	7,766	減 11ha		阿智村	17,291	減 1ha
	原村	1,962	増 1ha		平谷村	7,381	
	小計	41,810	減 11ha		根羽村	8,423	
上 伊 那	伊那市	33,977	減 4ha		下條村	2,335	増 0ha
	駒ヶ根市	9,112			売木村	3,812	
	辰野町	10,851	増 0ha		天龍村	10,207	
	箕輪町	5,364			泰阜村	5,582	
	飯島町	3,279	増 0ha		喬木村	4,128	増 2ha
	南箕輪村	2,221	減 0ha		豊丘村	4,907	増 0ha
	中川村	4,943	減 40ha		大鹿村	15,404	増 0ha
	宮田村	1,605		小計	136,191	増 3ha	
	小計	71,352	減 44ha				
計画区総数					249,353	減 52ha	

- 注) 1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 森林計画図は、伊那谷森林計画区に含まれる地域の市町村役場、長野県林務部森林政策課、諏訪、上伊那及び南信州地域振興局において閲覧できる。
- 3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。
- 4 増減面積が1ha未満の場合、備考に0haにて記載とする。
- 5 森林計画の対象となる民有林(次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)は、次の(1)~(3)までの事項の対象となる。
- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可
- (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
- (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

【図1-1】計画の対象とする森林の区域図



第2 森林の整備及び保全の方針等

1～2 (中略)

3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定基準

【表 2-5】木材生産機能維持増進森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材生産機能維持増進	① 林小班単位で設定する。	① 森林経営計画策定森林 ② 地利級の良い森林 ③ 地位の良い森林 ④ その他木材生産を積極的に行う森林

(2) 特に効率的な施業が可能な森林

【表 2-6】特に効率的な施業が可能な森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材等生産機能維持増進区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域	林小班単位で設定する。	次の①～⑤すべてに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位 3 以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から林小班までの距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※ これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

(3) 施業の方法

【表 2-7】施業種別の方法

施業種	施業の方法
植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則 2 年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の伐採後は、原則 2 年以内に植栽する。
間伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林齢 標準伐期齢以上
	伐採方法 皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルキヤ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

注) ・伐採率は、立木材積で計算します。
・期待成立本数：現実林分における樹種別、林齢別の標準的なヘクタール当たり本数

第3 森林の整備

1 伐採（間伐に関する事項を除く）

(1)～(2) (略)

(3) 立木の伐採・搬出に関する指針

立木の伐採・搬出に当たっては、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することを踏まえ、林業事業者等が主伐時における立木の伐採・搬出する場合は、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」に則して伐採・搬出することとします。

(4) その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認することとします。

【表3-4】更新の確認時期と確認者

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	県認定計画は、地域振興局 市町村認定計画は、市町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注) 森林法改正により、平成29年4月1日以降に提出された「伐採及び伐採後の造林の届出書」に係る森林については、造林を完了した日（伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日）から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が義務付け。

確認方法は、第3の2 造林の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や市町村の確認調査にあたっては、地域振興局の林業普及指導員等が積極的に技術的な助言、協力を行うこととします。

2 造林 文中 略

(1) 人工造林

ア 略

イ 人工造林の対象樹種及び植栽本数

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

人工造林樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘察し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

なお、樹種を選定にあたっては、事業対象地域に分布、生育する樹種は、土壌条件や傾斜、水分状況等により植栽予定地と周辺とで必ずしも一致するとは限らないので注意が必要であり、適地適木的前提に従って、それぞれの環境に適合する樹種を選定するものとします。

対象樹種とその植栽本数は、表 3-6 を基準とします。

また、特定苗木（成長に優れたエリートツリー）や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の選定に努めるとともに、低密度植栽の導入を推進することとします。

【表 3-6】人工造林樹種及び植栽本数一覧表

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
植栽本数 (ha 当たり)	3,000 本	3,000 本	3,000 本	2,300 本	3,000 本	3,000 本

注) 1 上記本数を基準とするが、苗木や品種の特性等を総合的に勘察し植栽本数を決定することとする。

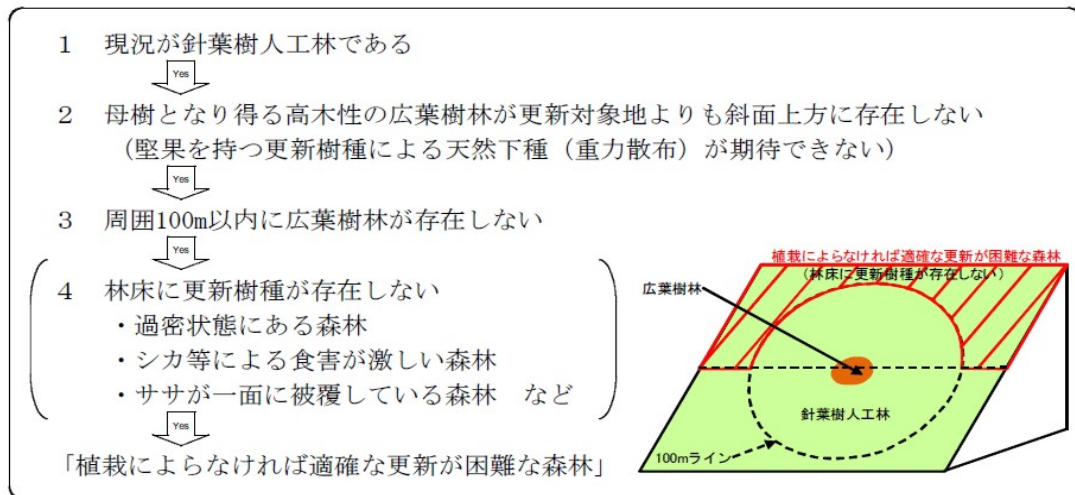
2 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整することとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における天然更新の立木の生育状況、人工林の林床や地表に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断します。その判断の結果、天然更新による森林化が期待できない森林である場合は、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定め、適確な更新を確保します。

ただし、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

【表 3-14】「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定について



(平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き (解説編)』を参考としました。)

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定基準及び設定区域は、市町村森林整備計画において定めるものとします。

(4) その他

該当なし

第3 森林の整備

1～3 (中略)

4 林道等路網の整備

(1)～(4) (略)

(5) 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」に即して傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により搬出することとします。

(6) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

第6 計画量等

1 伐採立木材積

地域特性、木材の需要動向、資源構成等を勘案しながら資源予測を行い、伐採から植林・森林整備に至る再生循環の仕組みが持続する地域林業の構築を目指し、伐採量を計画しました。

【表6-1】伐採の方法及び針広別の伐採立木材積の計画量 (単位：材積 千m³)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	4,196	3,909	287	1,115	986	129	3,081	2,923	158
前半5ヵ年の 計 画 量	2,404	2,248	155	489	432	56	1,915	1,816	99

2 間伐面積

第6の1により定める間伐に係る伐採立木材積、人工林森林資源量等を勘案して定めまし
た。

【表6-2】間伐面積の計画量 (単位：面積 ha)

区 分	間 伐 面 積
総 数	47,500
前半5ヵ年の 計 画 量	28,700

3 人工造林及び天然更新別の造林面積【表6-3】

第6の1伐採立木材積の計画数量及び植栽実績を基礎として、以下の考え方により造林面積を計画しました。

- ・単層林の拡大造林(人工林以外の箇所への人工造林)は原則として計画しない。
- ・天然林の伐採跡地は全て天然更新とする。
- ・上記のほか、樹下植栽及び天然更新による育成複層林の導入を計画する。

【表6-3】人工造林及び天然更新別の造林面積の計画量 (単位：面積 ha)

区 分	現行計画			変更計画		
	人工造林	天然更新	計	人工造林	天然更新	計
総 数	3,850	1,430	5,280	<u>4,541</u>	<u>739</u>	5,280
前半5ヵ年の 計 画 量	1,680	690	2,370	<u>2,038</u>	<u>332</u>	2,370

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 総括表

ア 開設【表6-4】

計画区開設計 (新設・改築)	路線数	路線延長			(単位 路線延長:m)			
		前期	後期	計				
	157	51,304	166,628	217,932				
樹立	路線数	開設(新設)			開設(改築)			
		路線延長			路線数	路線延長		
		前期	後期	計		前期	後期	計
計画区計	152	46,584	161,100	207,684	5	4,720	5,528	10,248
諏訪地区計	15	6,090	36,000	42,090	1	2,000	0	2,000
岡谷市	2	1,490	7,000	8,490	0	0	0	0
諏訪市	1	0	3,300	3,300	0	0	0	0
茅野市	5	600	18,300	18,900	1	2,000	0	2,000
下諏訪町	1	1,600	0	1,600	0	0	0	0
富士見町	6	2,400	7,400	9,800	0	0	0	0
原村	0	0	0	0	0	0	0	0
上伊那地区計	39	20,046	30,700	50,746	3	1,220	5,528	6,748
伊那市	20	15,146	12,400	27,546	0	0	0	0
駒ヶ根市	3	2,200	1,200	3,400	0	0	0	0
辰野町	1	0	4,500	4,500	2	1,220	2,528	3,748
箕輪町	8	2,000	3,600	5,600	0	0	0	0
飯島町	0	0	0	0	0	0	0	0
南箕輪村	1	0	1,000	1,000	0	0	0	0
中川村	3	500	4,000	4,500	1	0	3,000	3,000
宮田村	3	200	4,000	4,200	0	0	0	0
南信州地区計	98	20,448	94,400	114,848	1	1,500	0	1,500
飯田市	18	5,950	23,150	29,100	1	1,500	0	1,500
松川町	0	0	0	0	0	0	0	0
高森町	2	0	2,400	2,400	0	0	0	0
阿南町	8	1,000	9,500	10,500	0	0	0	0
阿智村	13	500	7,200	7,700	0	0	0	0
平谷村	5	400	5,500	5,900	0	0	0	0
根羽村	11	5,998	10,600	16,598	0	0	0	0
下條村	2	0	2,500	2,500	0	0	0	0
売木村	1	1,000	0	1,000	0	0	0	0
天龍村	15	500	17,600	18,100	0	0	0	0
泰阜村	1	0	200	200	0	0	0	0
喬木村	6	2,200	2,000	4,200	0	0	0	0
豊丘村	3	400	2,000	2,400	0	0	0	0
大鹿村	13	2,500	11,750	14,250	0	0	0	0

注) 林道とは、林道及び林業専用道をいう。

【表6-5】開設のうち森林作業道計画

(単位 延長:km)

区分	前期計画	後期計画	計
計画区計	459	459	918
諏訪地区	212	212	424
上伊那地区	138	138	276
南信州地区計	109	109	218

工 拡張(改良)路線別表【表6-10】

(単位 延長:m 面積:ha)

開設／拡張	種類	区分	位置		路線名	延長及び箇所数		利用区域面積	うち前半5年分	路線番号	備考	
			地区名	市町村		延長	箇所数					
拡張(改良)	自動車道	林道	諏訪	岡谷市	横河山	110	6	1,189	○	1010	局部改良(橋)、法面保全	
					高尾山	300	4	160		4146	局部改良	
					塩嶺高ボッチ山	400	5	410		2176	局部改良、法面保全	
					下ッ子	600	6	80	○	40201	局部改良、法面保全	
					花岡山	50	1	33		5045	局部改良	
					赤洪山	300	3	270		3088	局部改良、法面保全	
					梨平水無	500	4	36		5048	法面保全	
					計 7 路線	2,260	29					
					前期	710	12					
					後期	1,550	17					
					諏訪市	赤ジッコ	1,000	10	197		3215	法面保全
						扇平南峠	200	2	125	○	40202	局部改良
						付上	60	2	68	○	40441	局部改良
						計 3 路線	1,260	14				
			前期	260		4						
			後期	1,000	10							
			茅野市	天皇林支	600	10	130		40203	法面保全		
				大沢山	1,000	5	168		3313	局部改良		
				高部	150	3	59	○	4366	局部改良		
				猿ヶ入	50	1	67	○	4372	局部改良		
				計 4 路線	1,800	19						
			前期	200	4							
			後期	1,600	15							
			下諏訪町	萩倉	160	4	194		3380	法面保全		
				御射山	160	4	179		40304	法面保全		
				武居入	300	5	346	○	3146	局部改良		
				砥沢	35	2	1,053	○	2095	橋梁補修、 橋梁改良、局部改良		
				計 4 路線	655	15						
			前期	335	7							
			後期	320	8							
			富士見町	花場釜無	150	3	1,766		1015	局部改良、法面保全		
				釜無山	300	3	540	○	2240	法面保全		
				入笠	250	4	254		3064	局部改良、法面保全		
				沢入	190	5	266		3065	橋梁改良、法面保全		
				青木の森	150	3	138		40442	局部改良		
				中尾日向	500	3	53		4374	局部改良		
				計 6 路線	1,540	21						
			前期	300	3							
			後期	1,240	18							
			原村	広河原	150	2	624	○	2098	局部改良、法面保全		
				計 1 路線	150	2						
				前期	150	2						
			後期	0	0							
			諏訪小計	計 25 路線	7,665	100				路線数：変更なし		
				前期	1,955	32				延長：20m増、		
				後期	5,710	68				箇所数：1箇所増		

(単位 延長:m 面積:ha)

開設／拡張	種類	区分	位置		路線名	延長及び箇所数		利用区域面積	うち前半5年分	路線番号	備考
			地区名	市町村		延長	箇所数				
拡張(改良)	自動車道	林道	上伊那	伊那市	犬田切川	800	12	797		2101	局部改良、法面保全
					大曾倉	1,000	10	186		4915	法面保全
					新山	200	4	111	○	3178	法面保全
					八ツ手	200	4	122	○	4385	局部改良、法面保全
					大日向	30	3	66		40288	法面保全
					萱野白石	100	2	57		4755	法面保全
					久保田入	30	2	66		4790	法面保全
					野田山	250	6	41		5049	法面保全
					猪山	300	6	178		4382	局部改良
					太郎	500	1	167		40321	旧高遠町、局部改良
					千代田湖枯木	2,000	2	60	○	40286	旧高遠町、局部改良、法面保全
					荒沢	150	2	78		40055	旧高遠町、法面保全
					長谷高遠	740	15	2,209		1002	旧高遠町・旧長谷村、局部改良、法面保全
					南アルプス	600	5	8,353	○	1020	旧長谷村、局部改良、法面保全
					中尾桃の木	200	4	909		2114	旧長谷村、局部改良、法面保全
					前浦	100	3	342	○	3188	旧長谷村、法面保全
					長坂	200	5	219		3263	旧長谷村、法面保全
					芋平	1,000	1	33		5165	旧長谷村、局部改良
					日影入	1,000	5	1,452	○	2108	法面保全
			計 19 路線	9,400	92						
			前期	4,100	23						
			後期	5,300	69						
			駒ヶ根市	古城	580	10	449	○	2104	局部改良、法面保全	
				宮沢	200	5	136	○	4775	法面保全	
				上耕地	600	1	45		5280	局部改良	
				計 3 路線	1,380	16					
				前期	780	15					
			後期	600	1						
			辰野町	西部	500	10	3,057	○	2185	局部改良	
				大横川	1,360	8	716		2185	局部改良、法面保全	
				王城枝垂栗	300	2	775	○	2192	局部改良	
				小横川	20	1	1,775		2041	橋梁改良	
				今村	30	3	245		3251	局部改良、法面保全	
				ソグラ	10	1	67		4103	局部改良	
				楡沢	30	3	66	○	4419	局部改良	
				飯沼	20	2	108		4407	局部改良	
				山口	20	2	85		4418	局部改良	
				川岸	30	3	51		4427	局部改良	
				相の沢	30	3	304		3225	法面保全	
				本沢	10	1	172		4408	局部改良	
				大沢	10	1	139		4414	局部改良	
				柳沢	1,230	2	105	○	4409	局部改良	
				南沢山	10	2	71	○	4404	橋梁改良	
			計 15 路線	3,610	44						
			前期	2,070	19						
			後期	1,540	25						

(単位 延長:m 面積:ha)

開設／ 拡張	種類	区分	位置		路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち 前半 5年分	路線番号	備考
			地区名	市町村		延長	箇所数				
拡張(改良)	自動車道	林道	上伊那	箕輪町	中樽	1,000	15	722		2067	法面保全
					帯無	100	2	518		2042	法面保全
					萱野	100	3	203		3176	法面保全
					深沢	300	7	421	○	3174	法面保全
					峯山	500	10	247		3155	法面保全
					大出	100	3	227	○	3207	法面保全
					知久沢	300	6	111	○	9024	局部改良
					郷沢	300	8	78		4430	局部改良
					大芝	20	1	150		40431	法面保全
					日影入	300	5	1,452	○	2108	法面保全
			計 10 路線	3,020	60						
			前期	1,000	21						
			後期	2,020	39						
			飯島町	横根山	200	10	993	○	2190	法面保全	
				駒ヶ岳	100	5	350		3179	法面保全	
				寺社平	500	2	42	○	4756	局部改良	
				谷研沢	800	4	33		4532	局部改良、法面保全	
				計 4 路線	1,600	21					
			前期	700	12						
			後期	900	9						
			南箕輪村	大泉	330	4	974	○	2110	局部改良、法面保全、 橋梁改良	
				大泉支	30	1	108		3183	局部改良	
				計 2 路線	360	5					
				前期	330	4					
			後期	30	1						
			中川村	陣馬形	1,650	17	1,885		1047	法面保全	
				黒牛折草峠	120	4	650		2191	法面保全	
				銭峯	300	2	124	○	4217	法面保全	
				沢入	60	2	87		4587	法面保全	
				長岩	90	3	107		4653	法面保全	
				宮ノ沢	130	4	155	○	4208	局部改良(橋)、法面保全	
				座禅洞	100	3	47	○	5166	法面保全	
				四徳東	100	3	251		5431	法面保全	
				小河内	60	2	151	○	4774	法面保全	
				計 9 路線	2,610	40					
			前期	590	11						
			後期	2,020	29						
			宮田村	寺沢	420	7	368	○	3192	法面保全	
				小三沢	400	10	144	○	4441	法面保全	
				計 2 路線	820	17					
			前期	820	17						
			後期	0	0						
			上伊那 小計	計 64 路線	22,800	295				路線数：1 路線・増、	
				前期	10,390	122				延長：40m増、	
				後期	12,410	173				箇所数：4 箇所増	

(単位 延長:m 面積:ha)

開設／ 拡張	種類	区分	位置		路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち 前半 5年分	路線番号	備考			
			地区名	市町村		延長	箇所数							
拡張(改良)	自動車道	林道	南信州	飯田市	千遠	3,000	35	2,394	○	1022	局部改良(橋)、局部改良、法面保全			
					松川入	600	20	4,315	○	1021	局部改良(橋)、局部改良、法面保全			
					鳩打	483	12	1,441		2177	ずい道改良、法面保全			
					野底山	300	15	1,447	○	2123	局部改良(橋)、法面保全			
					東沢	500	13	1,016	○	2232	局部改良(橋)、局部改良、法面保全			
					下瀬西山	100	5	168		4221	局部改良			
					鷹ノ巣	650	4	90		4783	法面保全			
					首倉沢	40	4	115		4759	法面保全			
					円悟沢	518	5	209		3193	幅員拡張			
					御池山	1,950	13	1,239	○	2181	局部改良、法面保全			
					赤石	2,100	20	2,460	○	1030	旧上村、局部改良(橋)、局部改良、法面保全			
					ソベタ沢	500	2	356		4904	旧上村、法面保全			
					蕨平	200	1	67		4983	旧上村、局部改良			
					矢筈	500	5	497	○	3195	旧上村、法面保全			
					赤石	400	8	2,412	○	1030	旧南信濃村、局部改良(橋)、局部改良、法面保全			
					川合	300	10	288	○	3326	旧南信濃村、法面保全			
					高町	200	5	297		4975	旧南信濃村、法面保全			
					大倉	100	2	43		4692	旧南信濃村、法面保全			
					押の沢線	500	5	552	○	2170	局部改良、法面保全			
					桧沢和合路線	300	4	1,532	○	2119	局部改良(橋)、局部改良、法面保全			
					伊藤線	500	5	516	○	2036	旧上村、法面保全			
					馬之瀬	50	2	78		4333	旧南信濃村、法面保全			
					熊伏	100	3	45		4698	旧南信濃村、法面保全			
					三ツ沢	200	5	64		40515	旧南信濃村、法面保全			
					畑の沢	50	2	254		3200	局部改良(橋)			
					大島	600	10	163	○	4461	局部改良(橋)、局部改良、法面保全			
						計 26 路線	14,741	215						
						前期	11,550	163						
						後期	3,191	52						
						松川町	一里塚西山	100	2	587	○	2121	局部改良、法面保全	
							間沢川	360	11	428	○	2136	局部改良、法面保全	
							小横沢	500	1	143		4449	局部改良	
							豊返	850	1	48		5250	局部改良	
							小八郎山	100	1	195		4446	局部改良	
							計 5 路線	1,910	16					
						前期	460	13						
						後期	1,450	3						
						高森町	小沼大沢	800	8	102		4225	局部改良、法面保全	
							不動滝	250	4	756	○	2122	局部改良(橋)、法面保全、局部改良	
							弓矢沢	350	3	171	○	3072	局部改良	
							二又沢	200	4	93		4457	局部改良、法面保全	
							計 4 路線	1,600	19					
						前期	600	7						
						後期	1,000	12						
						阿南町	売木うつぼ	1,730	11	1,319	○	1024	局部改良、法面保全、局部改良(橋)	
							大久那	811	4	207	○	2178	局部改良、法面保全	
							庄田山	500	10	77	○	4835	法面保全	

(単位 延長:m 面積:ha)

開設／拡張	種類	区分	位置		延長及び箇所数		利用区域面積	うち前半5年分	路線番号	備考	
			地区名	市町村	路線名	延長					箇所数
拡張(改良)	自動車道	林道	南信州	阿南町	門原	460	12	121	○	3310	法面保全、局部改良
					大沢	500	8	373	○	3079	局部改良、法面保全
					とうじあげ	200	4	56	○	4460	法面保全
					早稲田木曾畑	6,007	6	364	○	3198	局部改良、法面保全、局部改良(橋)
					堂の沢線	100	1	96	○	4458	局部改良、法面保全
					富草中央	1,530	17	99	○	3199	局部改良、法面保全、局部改良(橋)
					浅布	200	4	163		3299	法面保全
					親田	100	2	84		40297	法面保全
					日吉金谷	100	4	78		4230	法面保全
					心川	1,500	10	235		40291	局部改良
					とどめき	200	3	82		40527	法面保全
					和知野	500	5	42		5218	局部改良、法面保全
					計 15 路線	14,438	101				
					前期	11,838	73				
					後期	2,600	28				
			阿智村	大谷霧ヶ原	1,560	22	703	○	1025	法面保全、局部改良、局部改良(橋)、ざい道改良	
				春日	500	1	230	○	3084	局部改良	
				日の入	10	1	280		3203	局部改良	
				二ツ沢	120	3	102		40293	旧浪合村、法面保全	
				井戸沢	110	3	63		4726	旧浪合村、法面保全	
				深沢	60	1	58		4654	旧浪合村、局部改良	
				三ツ沢	100	3	120		4688	旧浪合村、法面保全	
				瀬戸	20	1	59		4033	旧浪合村、法面保全	
				大根沢	30	1	166		3204	旧浪合村、法面保全	
				台持沢	100	2	79		4724	旧清内路村、法面保全	
				稗畑沢	100	3	245	○	3328	旧清内路村、法面保全	
				孫六沢	90	3	403		3282	旧清内路村、法面保全	
				南沢	2,014	10	316	○	3282		
				もちぐら	1,596	10	178	○	3282		
				弓の又	1,330	6	1,071	○	1023	局部改良、局部改良(橋)、法面保全	
			計 15 路線	7,740	70						
			前期	7,100	52						
			後期	640	18						
			平谷村	売木うつぼ	300	5	743	○	1024	法面保全	
				高嶺線	200	1	419	○	3135	法面保全、局部改良	
				計 2 路線	500	6					
				前期	500	6					
			後期	0	0						
			根羽村	穴田	510	11	474		3085	法面保全、橋梁改良	
				桃田	200	5	109		4691	法面保全	
				がしどや	500	5	40		6057	法面保全	
				井沢	500	10	175		5069	法面保全	
				外山	210	6	263		2048	法面保全、橋梁改良	
				桂ヶ沢	50	1	86	○	5264	法面保全	
				岩名沢	310	3	296		3283	局部改良、法面保全、橋梁改良	
				外山高橋	2,600	6	89		40549	局部改良、法面保全	
				本洞	400	1	191	○	4589	局部改良、法面保全	
				高橋莫野	100	2	330		2049	法面保全、橋梁改良	
				小戸名	80	2	153		3329	法面保全、橋梁改良	
				新洞	100	2	76		40543	法面保全、橋梁改良	

(単位 延長:m 面積:ha)

開設／ 拡張	種類	区分	位置		路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち 前半 5年分	路線番号	備考			
			地区名	市町村		延長	箇所数							
					計 12 路線	5,560	54							
					前期	450	2							
					後期	5,110	52							
拡張(改良)	自動車道	林道	南信州	下條村	極楽峠	2,000	10	614		2124	法面保全			
					南沢	1,000	10	146		3213	法面保全			
					牛ヶ爪	500	5	193		3214	法面保全			
					牛ヶ爪支	500	5	94		4655	法面保全			
					小松原	2,000	20	101		4693	法面保全			
					三ツ沢	20	1	76		40294	法面保全			
					鎮西	500	5	80	○	40295	法面保全			
					新井	1,000	10	122		5236	法面保全			
					樺山	800	10	48	○	4902	法面保全			
					小川	400	5	65		40390	法面保全			
					計 10 路線	8,720	81							
					前期	1,300	15							
					後期	7,420	66							
				売木村	生スズ	300	10	130	○	4748	法面保全			
					計 1 路線	300	10							
					前期	300	10							
									0	0				
				天龍村	小屋の沢	20	1	35		4479	法面保全			
					大河内山	50	2	126		4718	法面保全			
					タカバ	50	2	30	○	5362	法面保全			
					向方	200	3	227		4476	法面保全			
					虫川新野峠	3,300	6	2,026		1039	局部改良、法面保全			
					計 5 路線	3,620	14							
					前期	50	2							
					後期	3,570	12							
				泰阜村	千遠	300	3	230	○	1022	法面保全			
					万古川	3,100	6	940	○	2132	局部改良、法面保全			
					三ツ沢	300	15	53	○	4656	法面保全			
					鳩屋	50	2	59		4762	法面保全			
					大恵曾	80	3	36	○	5266	法面保全、局部改良			
					関川	100	5	119		40296	法面保全			
					川端	100	5	259		3346	法面保全			
					漆平野	790	10	31		5452	法面保全			
					計 8 路線	4,820	49							
					前期	3,780	27							
				後期	1,040	22								
				喬木村	大島蛇川	70	4	88		1027	法面保全			
					胡桃沢	660	5	200		3307	局部改良			
					大島	221	6	124	○	2133	法面保全、局部改良(橋)			
					大島氏乗	50	1	1,050		2134	法面保全			
					能登沢	9	1	193	○	4657	局部改良(橋)			
					計 5 路線	1,010	17							
					前期	230	7							
					後期	780	10							
				豊丘村	大島蛇川	100	10	813		1027	局部改良、法面保全			
					間沢川	100	5	64	○	2136	局部改良、法面保全			
蛇川	2,950	10	440		○	3039	法面保全							
本谷	20	2	640		○	2139	局部改良(橋)							
計 4 路線	3,170	27												
	前期	3,070	17											
	後期	100	10											

(単位 延長:m 面積:ha)

開設／ 拡張	種類	区分	位置		路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち 前半 5年分	路線番号	備考
			地区名	市町村		延長	箇所数				
拡張(改良)	自動車道	林道	南信州	大鹿村	鳥倉	4,160	3	1,715	○	2052	局部改良、法面保全 局部改良(橋)
					中峰黒川	2,000	12	2,029	○	1028	局部改良、法面保全
					高森山	600	4	1,090	○	1031	法面保全
					釜沢	400	3	775	○	2142	局部改良、法面保全
					鳥ヶ池	200	1	142	○	4316	法面保全
					牧休	200	3	298		4763	法面保全
					計 6 路線	7,560	26				
			前期	7,360	23						
			後期	200	3						
			南信州	小計	計 118 路線	75,689	705				路線数：3路線・増、 延長：690m増、 箇所数：16箇所増
			計画区	合計	計 207 路線	106,154	1,100				路線数：4路線・増、 延長：750m増、 箇所数：21箇所増
					前期	60,933	571				
					後期	45,221	529				

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

保安林の配備計画は、市町村森林整備計画の公益的機能別施業森林のうち、現況が保安林ではない森林を市町村ごとに一定の割合で保安林に指定するよう計画を樹立し、治山事業等を活用し、保安林指定の目的の維持・増進を目指します。

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積【表6-12】

(単位 面積：ha)

保安林の種類	面積		現況
		前半5カ年の計画面積	
総数(実面積)	115,977(14,522)	109,070(7,614)	101,456
水源涵養のための保安林	75,617(6,975)	72,337(3,694)	68,642
災害防備のための保安林	39,601(6,890)	36,303(3,592)	32,711
保健、風致の保存等のための保安林	2,366(858)	1,941(433)	<u>1,500</u>

注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、合計と一致しない。

2 括弧の数量は計画期間における指定計画面積。

3 現況面積は平成29年4月1日現在の面積(森林づくり推進課業務資料)。

イ 計画期間内において保安林の指定を相当とする森林の種類別の面積【表6-13】

(単位 面積：ha)

森林の所在	市町村	総数	水源涵養のための保安林			災害防備のための保安林			保健・風致の保存等のための保安林		
			前半5カ年の計画面積	現況	前半5カ年の計画面積	現況	前半5カ年の計画面積	現況			
諏訪	岡谷市	428	61	32	600	372	194	1,768	0	0	0
	諏訪市	212	48	25	473	153	80	725	15	7	<u>25</u>
	茅野市	188	86	46	848	105	55	497	0	0	0
	下諏訪町	155	129	68	1,267	29	15	137	0	0	0
	富士見町	375	197	104	1,941	183	95	869	0	0	0
	原村	62	33	18	329	29	15	140	0	0	0
	小計	1,421	555	294	5,458	871	454	4,136	15	7	<u>25</u>
上伊那	伊那市	1,847	926	490	9,110	751	392	3,565	196	99	<u>343</u>
	駒ヶ根市	378	253	134	2,486	131	68	621	0	0	0
	辰野町	439	128	68	1,261	269	140	1,277	48	24	84
	箕輪町	371	103	55	1,015	192	100	912	81	41	<u>141</u>
	飯島町	300	112	59	1,099	179	93	848	13	7	23
	南箕輪村	227	165	87	1,626	43	22	203	22	11	39
	中川村	217	112	60	1,106	108	56	512	0	0	0
	宮田村	126	8	4	77	92	48	438	28	14	49
小計	3,906	1,807	957	17,781	1,765	920	8,377	389	196	<u>679</u>	

森林の所在		総数	水源涵養のための保安林			災害防備のための保安林			保健・風致の保存等のための保安林		
			前半5カ年の計画面積	現況	前半5カ年の計画面積	現況	前半5カ年の計画面積	現況			
市町村											
南信州	飯田市	3,706	1,826	968	17,975	1,744	909	8,281	187	94	326
	松川町	319	145	77	1,431	170	89	807	8	4	14
	高森町	350	113	60	1,113	146	76	695	96	48	166
	阿南町	584	161	85	1,582	400	208	1,897	32	16	57
	阿智村	1,071	729	386	7,179	323	169	1,535	33	17	58
	平谷村	292	224	119	2,207	71	37	338	0	0	0
	根羽村	226	137	73	1,352	92	48	436	0	0	0
	下條村	94	1	1	13	93	49	442	1	0	2
	売木村	212	71	38	699	99	52	470	45	23	79
	天龍村	469	157	83	1,550	318	166	1,509	0	0	0
	泰阜村	277	117	62	1,147	164	86	780	0	0	0
	喬木村	413	215	114	2,118	152	79	719	52	26	91
	豊丘村	332	239	126	2,348	96	50	458	2	1	3
	大鹿村	850	476	252	4,688	385	201	1,829	0	0	0
小計		9,195	4,613	2,444	45,403	4,254	2,218	20,197	455	230	796
合計		14,522	6,975	3,694	68,642	6,890	3,592	32,711	858	433	1,500

ウ 計画期間内において保安林の指定の解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等【表6-14】（単位 面積：ha）

森林の所在			種類	面積	解除を必要とする理由
地区名	市町村名	区域			
伊那谷	—	—	水源かん養保安林	1	指定理由の消滅
	—	—	水源かん養保安林	10	公益上の理由
	—	—	土砂流出防備保安林	1	指定理由の消滅
	—	—	土砂流出防備保安林	7	公益上の理由
	—	—	土砂崩壊防備保安林	1	公益上の理由

エ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積【表6-15】（単位 面積：ha）

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための保安林	0	0	11,780	12,688	8,300
災害防備のための保安林	0	0	5,956	6,415	4,197
保健・風致の保存等のための保安林	0	0	18	19	13